

**第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）  
改定業務委託仕様書**

**1 業務名称**

第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定業務

**2 業務の目的**

本市では、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を2021年3月に表明した。2023年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「実行計画（区域施策編）」という。）を第3次焼津市環境基本計画に含めて策定し、温室効果ガスの削減に関する施策を推進している。

また、2023年度に実施した「焼津市ゼロカーボンシティ実現に向けた地域再エネ導入目標策定支援業務」（以下「策定支援業務」という。）では、本市域の再エネ導入の目標設定や、脱炭素の取組に関し検討を行ったところである。

本業務では、本市の地域脱炭素を着実に実行していくため、策定支援業務の成果を実行計画（区域施策編）に反映させるとともに、策定支援業務で設定したゼロカーボン達成に向けた具体的な指標（以下「指標」という。）の現状値の把握等を行い、実行計画（区域施策編）を改定することを目的とする。

**3 業務の内容**

本業務の実施にあたっては、2023年度に実施した策定支援業務の成果を、第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定版（別冊版）（以下「実行計画（区域施策編）改定版」という。）に反映させることを基本とし、不足している事項や国・県の動向の変化等があれば追記・修正する。

また、指標の現状値の把握を行うとともに、指標の2030年度目標値（以下「指標の目標値」という。）を達成するために有効な取組を検討・提案する。

**(1) 計画準備**

業務の実施方針・実施手法を整理し、業務実施計画書を作成する。

**(2) 指標の現状値の把握（市民向け、事業者向け）**

策定支援業務で設定した指標の現状値の把握をアンケート等により行う。

**(3) 指標に係る取組の検討・提案**

指標の目標値を達成するために有効な取組を検討・提案する。

**(4) 本市の地域特性をふまえた重点施策の整理・提案**

策定支援業務で以下の項目ごとに検討した施策のうち、本市が実行可能な施策を重点施策として実行計画（区域施策編）改定版に位置付ける形に整理・提案する。

- ① 再エネ導入促進に関する施策
- ② 省エネ導入促進に関する施策
- ③ 行動変容に関する施策
- ④ 二酸化炭素吸収源の拡大に関する施策
- ⑤ クリーン燃料の供給体制構築に関する施策

**(5) 各種会議の支援**

焼津市カーボンニュートラル推進協議会（※1）（2回開催予定）、環境審議会（3回開催予定）、焼津市カーボンニュートラル推進プロジェクトチーム会議（※2）（3回開催予定）について、オブザーバーとして出席し助言等を行う。また、会議における資料の作成・説明等を行うとともに、会議録を作成し、課題や現況の進捗状況を明確に示す。

なお、焼津市カーボンニュートラル推進プロジェクトチーム会議開催前に、同プロジェクトチームのワーキンググループにおいて市が協議するための資料を作成する。

**(6) パブリックコメントの実施支援**

実行計画（区域施策編）改定版（案）により意見公募した市民意見の内容を整理し、意見に対する考えについて助言・検討する。

**(7) 実行計画（区域施策編）改定版の原稿作成**

- ① 各種会議の検討結果及びパブリックコメントの意見集約結果をふまえて、実行計画（区域施策編）改定版（以下「改定版」という。）の原稿を作成する。
- ② 改定版は、A4カラー版とし、分量を50ページ程度とする。
- ③ 改定版には用語解説を入れる。

**(8) 打合せ**

本業務を適正かつ円滑に実施するため、月に2回程度の打ち合わせを行う。打

ち合わせ後、打ち合わせ記録簿を作成する。

**(9) その他関連する支援**

- ① 業務中の改定経過をふまえ、令和7年度予算編成に盛り込む取組の提案、助言等を行う。
- ② 焼津市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）第6期計画の改定業務等に関し、助言及び必要な支援を行う。
- ③ 次年度以降、毎年度の指標の現状値を市が把握できるようにするためのマニュアルを作成する。

**(10) 業務報告書の作成**

上記の業務内容すべてを、業務報告書にとりまとめる。

**4 成果品**

(1) 成果品は次のとおりとする

- ① 第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定版（別冊版）原稿1部
- ② ①の電子データを保管したCD-R

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、発注者が保有するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物等」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

**5 提出書類**

(1) 受託者は、本業務の契約の締結時に次の書類を本市へ提出するものとする。

- ① 業務着手届
- ② 業務実施計画書
- ③ 業務を遂行する人材の配置を含めた業務工程表

(2) 受託者は、本業務の成果品の納入時に次の書類を本市へ提出するものとする。

- ① 業務報告書

② 納品書

③ 業務完了届

## 6 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行において発注者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任者において復旧すること。
- (3) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い決定すること。

### (※1) 焼津市カーボンニュートラル推進協議会

2050年までのゼロカーボンシティ実現に向け、市民、事業者、行政等多様な主体が取り組みの意識を高め、連携・協働し一丸となって効果的な推進を図ることを目的に、令和5年7月に設置した。委員は、市長及び12の参画団体の代表者により組織している。

### (※2) 焼津市カーボンニュートラル推進プロジェクトチーム

2050年までのゼロカーボンシティの実現に向け、取組内容の検討、実行計画（区域施策編）の改定、取組の推進を行う庁内組織。公共施設の再エネ・省エネワーキンググループ、市民の再エネ・省エネワーキンググループ等、ワーキンググループを置いている。